

二本松市社会福祉協議会
備品貸出事業実施要綱

〔平成 24 年 11 月 1 日〕
要綱第 17 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人二本松市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が地域福祉を推進するため所有する備品の貸出について必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出備品)

第 2 条 貸出備品を行う備品は別表のとおりとする。

(貸出範囲)

第 3 条 二本松市内で活動する個人及び団体であって、地域福祉行事等で必要とする場合に、本会事業に支障のない範囲で貸出する。ただし、次のいずれかに該当する場合は利用できないものとする。

- (1) 使用目的が営利目的の場合
- (2) 目的外に使用する場合
- (3) その他本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めない場合

(貸出期間)

第 4 条 貸出期間は、1 週間以内とする。ただし、会長が必要と認める場合は期間を延長することができる。

(貸与の許可申請)

第 5 条 備品の貸出を受けようとする者（以下「借受人」という。）は、備品貸与許可申請書（様式第 1 号）を借用日の 1 週間前までに本会へ提出しなければならない。

(貸与の許可)

第 6 条 会長は、備品の貸与を許可したときは、備品貸与許可決定通知書（様式第 2 号）を交付するものとする。

(使用料)

第 7 条 備品の使用料は、無料とする。ただし、備品の引き取り、維持及び返却に関する費用並びに備品の使用に伴い必要な燃料費及び消耗品等は借受人の負担とする。

(使用責任)

第 8 条 備品使用の際は、安全に努め使用するものとし、使用時に使用者及び第三者に損害を与えた場合は、借受人がその一切の責任を負うものとする。また、備品の紛失及び故意に備品を破損させた場合は、借受人が弁償するものとする。ただし、会長が止むを得ない事由によると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(返却)

第 9 条 借受人は、使用后、備品の点検及び清掃を行い速やかに返却しなければならない。

(利用の中止)

第 10 条 災害が発生し、本会が備品を必要とする場合においては、貸出期間中であっても貸出の中止をし、返却を求めることができるものとする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

【別表】

	名 称	所有数	所管部署 (配置場所)	備 考
①	インバーター発電機 (2. 4KVA)	1	本 所	
②	インバーター発電機 (2. 4KVA)	1	岩代支所	
③	インバーター発電機 (2. 4KVA)	1	東和支所	
④	テント (ワンタッチ式)	1	東和支所	
⑤	テント (組立式)	5	東和支所	

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

二本松市社会福祉協議会長 様

申請者
住 所 二本松市
氏 名
(電話 ー) ㊟

備品貸与許可申請書

区 分	内 容
貸与希望備品	
使用日時	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 午前・午後 : 午前・午後 :
使用内容	
特記事項	

